

別表十三（一）の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、法人が法第42条から第44条まで（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 別表十六(九)「24」の欄に金額の記載がある減価償却資産の「圧縮限度基礎額11」の欄の記載に当たっては、当該金額（同表「26」の金額のうち法令第79条の2（国庫補助金等の交付前に取得した固定資産等の圧縮限度額）に規定する日までに同表「26」の欄に記載すべきこととなった金額がある場合には、その記載すべきこととなった金額を控除した金額）を「8」から控除して計算します。
- 3 法第43条第6項（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入）の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額16」の欄には、同項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- 4 この明細書のⅡは、法人が法第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）又は放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第26条（法人税法の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第25条の規定による改正前の法第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 5 別表十六(九)「24」の欄に金額の記載がある減価償却資産の「圧縮限度基礎額33」の欄の記載に当たっては、当該金額（同表「26」の金額のうち法令第82条の3（工事負担金の交付前に取得した固定資産の圧縮限度額）に規定する日までに同表「26」の欄に記載すべきこととなった金額がある場合には、その記載すべきこととなった金額を控除した金額）を「31」から控除して計算します。
- 6 この明細書のⅢは、協同組合等のうち出資を有しないものが法第46条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 7 別表十六(九)「24」の欄に金額の記載がある減価償却資産の「圧縮限度基礎額45」の欄の記載に当たっては、当該金額（同表「26」の金額のうち法令第83条の4（賦課金の納付前に取得した固定資産等の圧縮限度額）に規定する日までに同表「26」の欄に記載すべきこととなった金額がある場合には、その記載すべきこととなった金額を控除した金額）を「43」から控除して計算します。